事 務 連 絡 令和元年 10 月 17 日

都 道 府 県 各 保健所設置市 特 別 区

> 厚生労働省健康局結核感染症課 新型インフルエンザ対策推進室

「新型インフルエンザ等対策に係る住民接種実施要領」の 一部訂正及び Q&A の送付について

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(平成 24 年法律第 31 号)の規定に基づく住民接種につきましては、「新型インフルエンザ等対策に係る住民接種実施要領」(平成 31 年 3 月 29 日健発 0329 第 39 号厚生労働省健康局長通知。以下「実施要領」という。)を通知したところです。

今般、実施要領について別添 1「訂正表」のとおり一部訂正を行うとともに、別添 2「新型インフルエンザ等対策に係る住民接種実施要領Q&A」を作成しましたので、各都道府県におかれては、貴管内市町村(保健所設置市及び特別区を除く。)へ周知するとともに、その実施に遺漏なきを期するようお願いします。

記

【別添1】訂正表

【別添 2】新型インフルエンザ等対策に係る住民接種実施要領 Q&A

【照会先】

厚生労働省健康局結核感染症課 新型インフルエンザ対策推進室

担当者:竹下、庄司

TEL: 03-5253-1111 (内線 2093)

FAX: 03 - 3506 - 7325